

富士見市立難波田城公園イメージキャラクターデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市立難波田城公園のイメージキャラクター「なんぼった」のデザイン（以下「なんぼった」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 なんぼったは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 営利を目的として使用するとき（次条の規定に基づいて申請を行い、承認を得た場合を除く。）。
- (2) 不特定多数に見せることを目的として、立体物及び動画を製作するとき（次条の規定に基づいて申請を行い、承認を得た場合を除く。）。
- (3) 富士見市立難波田城公園及びなんぼったの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (4) 自己のトレードマークやデザインとするなど、独占的な使用。
- (5) 法令又は公序良俗に反する場合。又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える場合。又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當であると認められるとき。

(使用の申請)

第3条 前条第1号及び第2号の目的のために、なんぼったを使用したい者は、事前にイメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、難波田城公園活用推進協議会会長（以下「活推協会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、難波田城資料館職員及び資料館ボランティア（市民学芸員、資料館友の会会員等）が資料館業務のために使用する場合は申請書の提出は要しないものとする。

(使用の決定)

第4条 申請があった場合は、その内容を審査の上、承認・不承認を決定し、通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 なんぼったを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること（物件の提出が困難であると認められる場合は写真で代用することができる）。
- (2) 使用するイメージキャラクターは、なんぼったデザイン素材一覧（以下「デザイン素材」という。）に定めたものとする。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン素材の改変など、応用使用はしないこと（会長が認めた場合は、この限りでない。）。

(4) なんばったには、原則として『難波田城公園イメージキャラクター「なんばった」』との表記を付すこと。この場合において、第三者に商標と解釈されるおそれのない記載にすること。

(権利設定の禁止)

第6条 なんばったを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 なんばったの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第8条 イメージキャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求、必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、請求等を受けた使用者は、直ちにそれに従わなければならない。

2 会長は、イメージキャラクターの使用承認を受けた者が第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に生じた損害については、会長はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。